

# 令和3年度 能登町社会福祉協議会 事業計画（案）

## 《 基本方針 》

能登町では少子高齢化が年々高まり現在高齢化率は48.3%を超え、支援を必要とするひとり暮らしや認知症高齢者が増加傾向にあります。さらに核家族化の進展、地域社会の連帯感の希薄化などに加え、自然災害による被災者対応も含め人々が直面する新たな福祉課題が生じてきています。

さらに新型コロナウイルスの感染拡大により、高齢者や障害者のほか、減収や失業による生活困窮など福祉に対するニーズは複雑多様化してきています。

こうした状況を受け、地域住民がお互いの生活や障がい等による違いを認め、支え合いながら、それぞれ自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。

本会では、これら多くの課題に対応するため、「第2次能登町地域福祉活動計画」を策定し、2年目の今年度は、さらに住民に広く周知を図るとともに、計画に基づいた事業を展開し、基本理念である「お互いが支え合うあたたかいまちづくり」の実現に向け、住民自らが主体となり地域の福祉活動に参加し、地域に根差した活動の展開が図られるよう、住民の皆様をはじめ行政、民生委員・児童委員、ボランティアなど福祉活動を推進する関係団体と連携を取りながら地域福祉の推進に取り組んでまいります。

## 《 重点目標 》

1. 第2次能登町地域福祉活動計画の推進
2. 地域包括支援センター崎山支所・内浦支所の受託運営
3. 生活支援体制整備事業の受託運営
4. 生活福祉資金特例貸付の適正な運用

## 《 事業項目 》

### 1. 法人運営事業

#### (1) 会の運営

- ・理事会、業務執行の意志決定機関として法人運営に努める。
- ・評議員会、運営に係る重要事項の議決機関として適正な運営に努める。
- ・監事、理事の職務執行及び計算書類等の監査を行う。
- ・評議員選任・解任委員会の中立性の確保
- ・ホームページ等による情報の公表
- ・各種法令等に基づく定款並びに諸規程の整備及び適宜改正を行う。

#### (2) 財政基盤及び管理の強化

- ・法人会計基準に基づく会計処理の実施
- ・県・町補助金、受託金の確保

- ・ 会員制度の周知と会員募集による自主財源の確保、加入率の向上
- (3) 福祉サービスに関する苦情解決体制の整備
  - ・ 提供する福祉サービスにおける苦情解決の仕組みを整備するとともに、情報の公開や利用者の権利擁護並びに本会の福祉サービス等の適正と信頼性を確保する。
  - ・ 第三者委員の設置
  - ・ 苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置

## 2. 地域福祉活動事業

### (1) 福祉相談事業

#### ① 心配ごと相談所事業 【258 千円】

- ・ 住民の日常生活上の相談に対し、気軽に相談できる窓口を開設し、悩みごとの解消のお手伝い、必要に応じて専門機関への紹介を行う。

#### ② 弁護士無料法律相談事業 【132 千円】

- ・ 相談内容の複雑化・多様化に対応するため、弁護士による無料法律相談を開催する。

### (2) 地域活動支援事業

#### ① 地域ぐるみ福祉活動推進事業 【300 千円】

- ・ 公民館区を単位として、地域住民の交流促進並びに支え合い・見守り活動を推進することを目的として、福祉活動事業に必要な助成を行う。

#### ② 地域支え合い活動支援事業 【600 千円】

- ・ 区・町会を単位として、見守りや簡易な生活支援が必要な高齢者や障がい者等を地域で支え合う仕組みを作ることで、高齢者等が安心した生活が送れることを目的に活動費を助成する。

#### ③ 地域福祉推進員設置事業 【984 千円】

- ・ 担当地区民生委員と協力し、見守り活動等を行う地域福祉推進員の全町会設置を目指すとともに、研修会等を開催し人材育成に取り組む。

### (3) 子育て支援事業

#### ① 就学児童祝い品支給事業 【320 千円】

- ・ 児童の小学校入学のお祝いと児童の健全育成を願い、民生児童委員が訪問し、児童の保護者に祝い品を支給する。

#### ② 子育て必需品支給事業 【330 千円】

- ・ 乳児の健やかな成長を願い、子育て世代の経済的な負担を軽減するとともに安心して子育てができる環境を整えるため紙おむつの支給を行う。

#### ③ 児童クラブ事業（町受託事業） 【6,917 千円】

- ・ 保護者の就労等により放課後並びに長期休暇中に保護する者がいない家庭の児童に対し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者に対して仕事と子育ての両立を支援することを目的に実施する。

#### (4) 高齢者支援事業

##### ①給食サービス事業

【1,060 千円】

- ・食生活改善推進協議会員や民生委員等の協力により、給食サービスを希望する一人暮らし高齢者世帯を対象に、安否確認を兼ね栄養のバランスを考慮した食事を配達する。

##### ②ひとり暮らし高齢者見守り訪問事業

【789 千円】

- ・75 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、安否確認を兼ね民生児童委員による一斉訪問活動を行う。

##### ③ふれあいサロン事業

- ・家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加や介護予防を目的に会食やレクリエーション等のサロンを実施する地域のボランティアグループを支援する。

#### (5) 要援護者支援事業

##### ①福祉用具貸与事業

- ・在宅でねたきり等の高齢者及び障害者で福祉用具が必要とする方に対し、社協が保有する介護用ベッド・車椅子を貸与し、在宅介護を支援する。

##### ②民生金庫貸付事業

【100 千円】

- ・低所得世帯等が緊急かつ一時的に生計維持が困難になった場合、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に資金の貸し付けを行う。

##### ③生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

【359 千円】

- ・低所得者、障害者並びに高齢者世帯等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の促進を図り安定した生活ができるよう支援する。また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や休業・失業により生計の維持が困難になった方に対し特例貸付を実施し、包括的な支援を行う。

##### ④福祉サービス利用支援事業（県社協受託事業）

【533 千円】

- ・判断能力の十分でない高齢者等が安心して日常生活を営むことができるよう福祉サービスの利用手続き、日常的な金銭管理など福祉行政サービスを適切に利用できるよう支援する。

##### ⑤配食サービス事業（町受託事業）

【4,200 千円】

- ・食事の確保が困難な一人暮らし等の高齢者に対して、食生活の向上や健康維持を図るとともに安否確認を目的として、栄養バランスの取れた食事を提供する。

### 3. 介護保険事業

#### (1) 介護給付事業（要介護 1～5）

##### ①居宅介護支援事業（ケアマネジメント）

【11,480 千円】

- ・介護認定を受けた人に適切な介護サービスが利用できるよう、ケアプランの作成、相談、サービス調整等を行い、関係機関と連携を取りながら要介護者の自立した在宅生活を支援する。

②訪問介護事業（ホームヘルプ） 【13,706 千円】

- ・介護を必要とする高齢者に対し、生活援助や身体介護等のサービス提供を行い在宅での高齢者の生活を支援する。

③地域密着型通所介護事業（デイサービス） 【39,777 千円】

- ・介護を必要とする高齢者に対し、送迎、入浴、食事、レクリエーション等のサービスを提供し、高齢者の心身機能の向上を図ると共に家族の身体的・精神的な負担軽減を図る。

(2) 地域支援事業

(介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の者）

① 介護予防支援事業（ケアマネジメント）

- ・高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、環境等の状況に応じて、介護予防のサービス計画（ケアプラン）の作成、相談、サービス調整等を行う。

② 介護予防いきいきヘルプサービス 【1,268 千円】

- ・一人暮らし等で家事などの支援が必要な高齢者の日常生活を援助するためホームヘルパーを派遣する。

③ 介護予防いきいきデイサービス事業 【7,572 千円】

- ・高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、各種サービスを提供することにより自立生活の助長及び要介護状態の予防を図る。

(包括的支援事業)

① 地域包括支援センター（町受託事業） 【10,490 千円】

- ・地域の高齢者支援を行うため、崎山支所及び内浦支所において介護予防ケアマネジメント業務や総合的な相談に応じるなど、高齢者及びその家族の福祉向上に努める。

② 生活支援体制整備事業（町受託事業） 【8,007 千円】

- ・高齢者が支援や介護が必要になっても安心して生活できる地域の互助を構築するため、「生活支援コーディネーター」・「第2層協議体」を設置し、行政と連携しながら、地域における生活支援や介護予防等の推進を図る。

(任意事業)

① 家族介護教室事業（町受託事業） 【1,255 千円】

- ・高齢者等を介護している家族等の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに在宅生活の継続及び向上を図ることを目的に開催する。

4. 障害福祉サービス事業

(1) 相談支援事業 【6,037 千円】

- ・障害者又はその家族が地域で安心して生活を送れるために、日常生活などの相談や情報提供、助言、サービス利用計画の作成等必要な支援を行う。

(2) 居宅介護(ホームヘルプ) 【12,753 千円】

- ・在宅で介護の支援が必要な障害者に対して、家事援助や身体介護等を行う。

5. 指定管理事業 指定期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日

指定管理事業については、各施設に関する条例及び管理に関する基本協定書の内容に従い適切に事業を実施する。

- (1) 小木デイサービスセンター 【39,777千円】再掲
- (2) 介護予防いきいきデイサービスセンター 【7,572千円】再掲
- (3) 老人憩の家 たなぎ荘 【10,984千円】
- (4) 老人福祉センター 笹ゆり荘 【18,756千円】

6. ボランティア活動事業

- (1) ボランティア活動団体の助成と支援 町【160千円】 社協【50千円】
  - ・ボランティア活動保険加入掛金の助成を行うことで、活動の活性化並びに団体への新規加入者の促進を図る。
- (2) ボランティア協力校へ助成と支援 【240千円】
  - ・町内の全学校をボランティア協力校に指定し、児童生徒の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図る。
- (3) ボランティア連絡会の支援 【290千円】
  - ・町内のボランティアグループ相互の連携を図るとともに、研修会や講座の開催により資質の向上とボランティア活動の強化を図る。
- (4) 傾聴ボランティアの会の支援 【46千円】
  - ・傾聴ボランティアの連携を図るとともに研修会等の開催により会員の資質向上を目的に支援する。

7. 共同募金事業

- ・互助の助け合いを基本とし、地域住民の理解と協力を得られるよう広報活動を推進するとともに透明性のある共同募金運動の展開と情報公開を行いながらより充実した事業推進を図る。

10月1日 共同募金運動開始

- ・街頭募金
- ・法人募金等

8. 広報、啓発活動事業

- (1) 第13回 能登町社会福祉大会の開催 【210千円】
  - ・町内の福祉関係者が相互の連携を深めながら社会福祉の在り方について理解を深めるとともに、更なる地域福祉の推進を図る。
  - ・社会福祉の推進、向上に貢献をされた個人、団体にその功績を称え、福祉功勞表彰を授与する。
- (2) ふくしだよりのとの発行 【615千円】
  - ・町民に対して社会福祉協議会の理解と福祉啓発の推進を図るため、全世帯に社

協広報（年3回）の発行、その他必要に応じ、回覧板を利用した情報の周知を行う。

(3) ホームページによる社会福祉協議会の活動や福祉情報の提供

(4) 県社会福祉大会並びに県・関係機関が開催する研修会等への参加

## 9. 福祉団体の活動支援

当事者団体やボランティア団体の事務局として自主運営ができるよう活動を支援する。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ・能登町民生児童委員協議会       | 【810 千円】 |
| ・能登町老人クラブ連合会        | 【156 千円】 |
| ・能登町身体障害者福祉協会       | 【250 千円】 |
| ・能登町遺族連合会           | 【300 千円】 |
| ・能登町母子寡婦福祉協会        | 【56 千円】  |
| ・能登町ボランティア連絡会       | 【290 千円】 |
| ・能登町傾聴ボランティアの会      | 【46 千円】  |
| ・能登町赤十字奉仕団          |          |
| ・石川県共同募金会能登町共同募金委員会 |          |
| ・日本赤十字社石川県支部能登町分区   |          |